2　前条第二号の方法による分析（以下「決定論的一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること。

イ　基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（平成八年大蔵省告示第四十八号（保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準）第四項に規定する予定利率をいう。以下同じ。）を上回る場合　次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ

(1)　無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降五年間にわたり毎年均等な低下幅をもって、基準時点の長期国債応募者利回りから一号分析期間の期初における標準利率にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ

(2)　無リスク利回りが、一号分析期間の期初に、基準時点の長期国債応募者利回りから基準時点の長期国債応募者利回りと一号分析期間の期初における標準利率の平均値にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ

ロ　基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率以下である場合　無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するシナリオ

二　新契約に係る契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産の資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金の繰入れに関するシナリオは、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間以上の平均値に基づいた合理的なものであること。ただし、新契約の締結を見込まないことが適切と判断される場合は、新契約に係る契約高及び新契約の締結に係る事業経費を見込まないことができる。

三　将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については、考慮しないこと。

四　一号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

3　共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、前項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、前項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（一号収支分析に関する確認の基準）

第七条　共済計理人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める条件が満たされることを確認しなければならない。

一　確率論的一号収支分析を行った場合　作成したすべてのシナリオのうち百分の九十以上のものにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間のすべての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

二　決定論的一号収支分析を行った場合　すべてのシナリオについて、一号分析期間の期初以降の五年間のすべての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

2　共済計理人は、前項各号に定める条件が満たされない場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金の不足額（以下「責任準備金不足相当額」という。）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。

3　前項の責任準備金不足相当額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一　確率論的一号収支分析を行った場合　すべてのシナリオについて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算したすべての値のうち上位百分の十を除いた残りの値において最大となる値

二　決定論的一号収支分析を行った場合　すべてのシナリオについて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値

4　第二項の場合において、共済計理人は、組合が次の各号に掲げる事業の運営方針の変更のうち一部又は全部を直ちに行うのであれば責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくてもよい旨を意見書に記載することができる。

一　共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ

二　実現可能と判断できる事業経費の抑制

三　資産運用の方針の見直し

四　共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制

五　今後締結する共済契約における共済掛金の引上げ

5　共済計理人は、前項の規定により責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくてもよい旨を意見書に記載する場合は、具体的な事業の運営方針の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更を実現することにより責任準備金不足相当額を解消できる旨を記載しなければならない。

6　前項の場合において、共済計理人は、翌事業年度末に係る意見書に、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一　事業の運営方針の変更の状況

二　事業の運営方針の変更が実現されなかった場合は、その原因及び対応方針

（契約者割戻しの確認の基準）

第八条　共済計理人は、法第五十条の十二第一項第二号に掲げる事項について、次の各号に掲げる要件が満たされることを確認しなければならない。

一　割戻所要額（契約者割戻し（法第五十条の十第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）に必要と見込まれる額をいう。以下同じ。）が、責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、組合の経営の健全性を維持するための必要額が準備されている状況において決定されていること。

二　契約者割戻しの割当及び分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること。

三　割戻所要額の計算並びに契約者割戻しの割当及び分配が、法令及び共済事業規約に従って行われ、かつ、適正な共済の数理及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づいていること。

四　契約者割戻しの割当及び分配が、責任準備金の適正な積立て及び組合の経営の健全性維持のための必要額の準備が行われた上で、共済事故の発生率、資産運用の状況等から共済契約者が合理的に期待するところを考慮して行われていること。

（事業継続基準の確認）

第九条　共済計理人は、法第五十条の十二第一項第三号に掲げる事項についての将来収支分析（以下「三号収支分析」という。）を行うことにより、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかを確認しなければならない。

2　前項の確認は、三号収支分析を行った結果、将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額を下回るかどうかを確認することにより行うものとする。

3　前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行った場合における時価評価した資産の額から資産運用に係るリスクに相当する額を控除した額とする。ただし、評価差額金（規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。）が負の場合は、さらに当該評価差額金に係る繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号チに規定する繰延税金資産をいう。）の額を控除するものとする。

4　第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行った場合における次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　次のイ又はロのいずれか大きい額

イ　契約初年度に係る費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法により計算した責任準備金の額から異常危険準備金の額を控除した額

ロ　解約時に返戻する金額